茨城キリスト教大学における公的研究費の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学(以下「本学」という。)における公的研究費の 取扱いについて、適正な運営・管理を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)公的研究費とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした研究費をいう。
- (2) 第1号に掲げる以外の公的研究費の交付を受けようとする場合においても、この規程 を準用する。
- (3)研究者等とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営・管理に関わるすべての者をいう。
- (4) 不正使用とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与または謝金の請求等、虚偽の書類によって関係法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、「補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律」(昭和30年法律第179号)および関係法令ならびに交付等の際の条件を 遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

- 第4条 本学に、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者 を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定・ 周知するととともに、第5条に規定する統括管理責任者および第6条に規定するコンプラ イアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営・管理を行えるよう、必要な措置を講じなけ ればならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な体制を策定・実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管理責任者へ定期的に報告し

なければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学術研究センター長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
- (1)自己の管理監督または指揮する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を統括管理責任者に定期的に報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理・監督する。
- (3)研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行等を行っているか等をモニタリングし、 必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進部局等責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営および管理・執行、コンプライアンス教育等の日常的な管理・監督を行う者として、コンプライアンス推進部局等責任者を置き、各学部長、各研究科長、学術研究センター研究支援部門職員をもって充てる。

(行動規範)

第8条 不正使用を防止するため、本学の研究者等の行動規範を「茨城キリスト教大学研究 倫理指針」に定めるものとする。

(事務の委任)

第9条 公的研究費の補助を受けて研究活動を行う補助事業者である研究代表者および研究分担者は、公的研究費の交付内定を受けたときは、その運営および管理を最高管理責任者に委任したものとみなす。

2 前項の場合において、最高管理責任者は学術研究センター研究支援部門にその旨通知し、第10条の規定に基づき必要な事務を処理させるものとする。

(経費管理)

第10条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与および謝金支給等の経理に関する取扱いは、関係法令等の規定のほか、別に定める「茨城キリスト教大学科学研究費助成事業取扱要領」(以下「科研費取扱要領」という。)の規定によるものとする。

(検収業務等)

第11条 公的研究費により購入した物品については、全て学術研究センター研究支援部門による検収を受けるものとする。

(出張の確認)

第12条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめコンプライアンス推進責任者 および部局等責任者(以下「コンプライアンス推進責任者等」という。)の承認を得るもの とし、旅行後は出張報告(記録)書および旅行の事実を証明するものを提出しなければなら ない。

(執行状況の確認等)

第13条 コンプライアンス推進責任者等は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく 執行が遅れていると認められる場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じ て改善を指導しなければならない。

(取引業者との癒着防止)

第14条 コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、 必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(相談窓口)

- 第 15 条 公的研究費に係る事務処理手続および使用ルールに関する学内外からの相談に、 迅速かつ適切に対応するため、相談を受付ける窓口(以下「相談窓口」という。)を設置す るものとする。
- 2 相談窓口は、学術研究センターに設置するものとし、その担当係等は公開するものとする。

(不正使用防止対策部会)

- 第16条 不正使用の防止計画を推進するため、茨城キリスト教大学研究支援委員会の下に 不正使用防止対策部会(以下「対策部会」という。)を設置するものとする。
- 2 対策部会は次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 各学科主任
- 3 対策部会の部会長は前項第 1 号に掲げる者をもって、また、対策部会の副部会長は前項第 2 号に掲げる者をもってこれに充てる。

(不正使用防止計画の策定等)

第17条 対策部会は、不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進および管理 を行うものとする。

(使用ルール等の理解度の確認)

第18条 不正使用防止対策部会は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第19条 不正使用防止対策部会は、不正使用の防止に向けた取り組みの状況を公表するものとする。

(通報窓口)

第 20 条 不正使用等 (その疑いがあるものを含む。) に関する通報および情報提供を受けるための窓口 (以下「通報窓口」という。) を原則として相談窓口とは別に設置するものとする。

2 通報窓口は、学校法人茨城キリスト教学園監査室(以下「監査室」という。)に設置するものとし、通報窓口の担当係等は、公開するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第21条 通報窓口に不正使用等に関する通報および情報提供があった場合は、窓口担当者はコンプライアンス推進責任者に、コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者を通じて最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(不正使用対応委員会)

第 22 条 不正使用があった場合または不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、「茨城キリスト教大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程(以下、「不正使用に係る調査等取扱規程」に基づき設置する不正使用に係る対応委員会において必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、「茨城キリスト教大学就業規則」および「不正使用に係る調査等取扱規程」に則り、適切な処分の勧告等を行うものとする。
- 3 各責任者において、管理・監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

(不正な行為を行った業者の処分)

第23条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(監査制度)

第24条 公的研究費の適正な管理のため、茨城キリスト教学園内部監査規程(以下「内部 監査規程」という。)に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

第25条 監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査および会計監査を実施するほか、監事および不正使用防止対策部会と連携して、不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改定)

第27条 この規程の改定は、研究支援委員会、合同教授会の議を経、理事会の承認を得て これを行う。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

この規程は、2016年4月1日から施行する。